

法人 くまがや

第199号

法人会
消費税期限内納付
推進運動

目次

- 1 頁……表紙「奉納の舞」 写真提供：深谷市 平田和彦様
- 2 頁……会長訪問
「株式会社キヌヤ様」 熊谷法人会
- 3 頁……寄稿「ウイズコロナ」
株式会社群馬銀行熊谷支店 支店長 倉田 明様
- 4 頁……「着任のご挨拶」
熊谷税務署 署 長 松木孝義様
- 5 頁～7 頁 TAX Q&A 熊谷税務署
- 8 頁……「紙の納付書・申告等の事前送付を取りやめます」
熊谷県税事務所
- 9 頁……「新型コロナウイルスを巡る給付金等の課税関係について」
関東信越税理士会 熊谷支部 林 正浩様
- 10 頁～11 頁 行事報告・広告 熊谷法人会
- 12 頁……「自主点検チェックシート」を活用していますか？
全国法人会総連合
- 13 頁……事務局日誌・お知らせ
- 14 頁……広告
題 字……妻沼聖天山歓喜院 院主 鈴木英全師書



「奉納の舞」

写真提供：深谷市観光協会

撮影者：平田和彦様

法人会福利厚生制度「想いをつないで50年
『会員企業を守りたい』キャンペーン」推進中

発行日 令和2年9月20日
発行人 (公社)熊谷法人会
会長 中澤 実
発行所 熊谷市宮町1-35
〒360- 電話 525-6035
0041 F A X 525-8141
発行 年6回(1.3.5.7.9.
11月の20日)

訪問記

会長訪問

株式会社キヌヤ 代表取締役会長 川野辺明子様

今回、8月27日(木)中澤会長による会社訪問は、川野辺明子氏が代表取締役会長として経営されております「株式会社キヌヤ」様を訪問致しました。



中澤会長(左) 川野辺女性部会長(右)

中澤会長

本日は、ご多用のところお時間を頂きありがとうございます。

川野辺さんには当会の女性部会長としてご尽力頂いております。

まず、御社の創業についてお聞かせ願えますか。

川野辺女性部会長

先代である私の母が昭和15年に結婚し、戦後の昭和23年に母がお嫁に来た時の振袖を知り合いにお貸ししたのが始まりです。

中澤会長

それが今のレンタルサービスの走りなのではないですか。

川野辺女性部会長

そうですね。創業当時は貸衣装を着るのは恥ずかしいと思われていたようですが、結婚式の形も時代により変わっていて福祉会館などの利用から、ホテルでの挙式、ハウスウエディングなど次々に変化して今はブライダルフォトの利用者が増えています。

中澤会長

続きまして御社の経営方針についてお聞かせ頂けますか。

川野辺女性部会長

当社の経営方針は、絹屋の心『にこにこ、まごころ、はっきり、しっかり』。

経営理念は「顧客第一主義に徹する＝高満足度の提供」

- ・笑顔で接客、お客様の立場を考える
- ・社員は全員プロである。又プロになる努力をする
- ・お客様に感動を与えると共に自分が感動すること

中澤会長

素敵な経営理念をお持ちですね。仕事の現況はいかがでしょう。

川野辺女性部会長

コロナ禍で結婚式なども減少する中、ウエディングの写真撮影は増えています。挙式は行わなくても写真であれば密にならずに安心して行えます。

インターネット時代の今、後継者である娘夫婦に新しい提案をしてもらい、予約・受付はインターネット、打合せはリモートなどで対応しています。

当社は美容担当やカメラマンを含め社員が多いので経

営面では新型コロナウイルスの影響を受けていますが、お客様の幸せの協力をしたいと思っています。

中澤会長

社員もたくさんいらっしゃいますが、カメラマンなどもいらっしゃるのですか。

川野辺女性部会長

当社の事業は貸衣装・ヘアメイク・写真撮影が3本柱となっています。その為、美容やカメラそれぞれ担当者は専門的に学んでおります。美容師資格を持ったママさん達も多く在籍しており、女性が活躍しております。

中澤会長

それぞれ専門的な知識を持っているのは素晴らしいですね。差し支えなければ家族構成や趣味について教えてください。

川野辺女性部会長

今、後継者として一緒に働いている娘夫婦がおります。娘夫婦も事業の為に美容やカメラを学びました。

趣味はクラシックバレエ、歌舞伎、旅行です。

中澤会長

後継者がしっかりしていて安心ですね。

座右の銘はございますか。

川野辺女性部会長

座右の銘は「謙虚で貪欲に」です。

中澤会長

最後に法人会について意見をお聞かせ頂けますか。

川野辺女性部会長

コロナ禍で大変な時期でもありますが、会員企業が成長できるような魅力ある法人会になってほしいと思います。

よき経営者の団体として、絵はがきコンクールのような公益的な事業を行い、皆様と共に歩んでいけたらいいと思います。

中澤会長

本日はお忙しい中長時間ありがとうございました。大変興味深く拝聴させていただきました。今後も法人会へのご指導をお願い申し上げますと共に、貴社の益々のご発展をご祈念申し上げます。



キヌヤ・ブライダルスクエア フェリチタ

寄稿

『ウィズコロナ』

株式会社群馬銀行 熊谷支店支店長 倉田 明



熊谷法人会会員の皆様には、常日頃より大変お世話になっております。この場をお借りいたしまして、御礼申し上げます。

少し支店紹介、自己紹介をさせていただきます。当店は、今から

66年前の昭和29年、国道17号線通りの本町に開店し、昭和35年には現在のコミュニティひろばに、平成13年にはラグビー通りに面した箱田の現在の店舗に移転しております。昨年開催されたラグビーワールドカップ埼玉大会の盛り上がりは、記憶に新しいところです。現在支店の従業員は44名おり、併設する土・日営業を行うローンステーションには6名の従業員が勤務しております。

私は、昨年7月に当店に赴任し、現在は支店から徒歩10分程のアパートで単身赴任生活を送っています。

昭和43年、群馬県富岡市で生まれ、現在は高崎市(旧群馬町)に居を構え、高崎には妻と、この4月に私の背中を追いかけ(?)当行に入学した長男、就職活動に日々悪戦苦闘の短大生の長女がおります。週末は、自宅近くの小学校のサッカークラブでコーチをしています(高校・大学ではサッカー部のキャプテンとして青春を謳歌しました)。

平成3年に当行に入学し、これまで当店を含めて7か店の営業店(埼玉県内では戸田支店を経験)、監査部・総務部・人事部の本部3部、当行従業員組合執行部として組合活動への従事経験があります。こうした経験を活かして、少しでも皆様のお役に立てばと考えています。

昨今の経済状況を語るには、既に大きな影響を及ぼし、今後その動向により更なる影響が懸念される新型コロナウイルス感染症の問題は避けられません(この原稿は8月初旬に

作成していますが、皆様にご覧いただく頃にはこの問題が少しでも終息方向に向かっていることを願ってやみません)。

今年1月に国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、その後全国に感染が拡大し、4月7日に政府により発令された「緊急事態宣言」は5月25日に全面解除となりましたが、その後も感染者数は高水準で推移しています。新型コロナウイルスの感染拡大は、飲食業・小売業、観光業などに直接的な影響を及ぼすだけでなく、製造業でも一時生産停止が行われるなど、広範囲に深刻な影響を及ぼしています。

こうしたなかであって、今後の「ウィズコロナ」の状況下では新たなビジネスモデルへの転換が求められています。会員の皆様が困難に直面している時こそ、新たな取り組みを検討・開始しようとしている時こそ、地域金融機関としての役割を果たす時だと考えています。日頃から取り組んでいる皆様とのコミュニケーションを継続し、身近な銀行として少しでもお役に立てればと考えていますので、何なりとご相談ください。

また、「ウィズコロナ」に対応するには働き方改革も欠かせません。既に様々な取り組みを進めている会員様も多いと思われませんが、在宅勤務(テレワーク)、リモート会議やサテライトオフィスの設置など、その取り組みは多岐にわたります。当行でも、皆様との相談や会議に利用可能なWEB会議システムを5月より全店で導入するなど新しい取り組みを開始しておりますので、是非ご活用ください。引き続き一緒に働き方改革に取り組み、この難局を乗り越えていきましょう。

最後になりますが、熊谷法人会の益々のご発展、当会会員の皆様のご多幸を祈念し結びとします。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

税務署

着任のご挨拶

熊谷税務署長 松木 孝義



この度の人事異動で、熊谷税務署長を拝命しました松木でございます。

公益社団法人熊谷法人会の皆様方には、日頃から税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力をいただい

ております。心より厚くお礼申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられている皆様に関心からお見舞い申し上げます。その感染拡大防止措置の影響により厳しい状況に置かれている方々に向け、既存の納期限延長制度や納付の猶予制度のほか、新たに制定された納税緩和措置が早期に活用されるようきめ細かな相談体制の整備に取り組んでまいります。

さて熊谷税務署が管轄しております熊谷市・深谷市・寄居町は、荒川や利根川の水利に恵まれた肥沃の地であり、埼玉県北における産業流通の拠点であります。

また、当地域は2024年に発行される新一万円札の図柄に選ばれた「埼玉三偉人」といわれる日本の資本主義の父・渋沢栄一翁や日本で最初の公認の女性医師・荻野吟子をはじめとする多くの偉人を輩出し、国宝の歓喜院聖天堂など貴重な文化財が保存されている歴史的にも文化的にも素晴らしい土地柄であります。

このような地に、署長として勤務できる機会を得ましたことを大変うれしく思っております。

貴法人会におかれましては、『よき経営者をめざすものの団体』として、長年にわたり正しい税知識の普及と納税道義の高揚を図るた

め、幅広い活動を行っておられるほか、企業の繁栄と地域社会の健全な発展に貢献する活動を展開しておられます。これらは、中澤会長をはじめとする役員の皆様の卓越したご指導の下に、会員の皆様方が一致協力してご尽力されている賜物であり、敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。

さて、国税庁の使命は「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現すること」です。この使命を果たすため、納税者サービスの充実に努めるとともに、適正・公平な申告を行った納税者の皆様に関心を持って、適正・公平な課税・徴収に努めているところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、「人と人との距離の確保」をはじめとした基本的な感染対策を継続するなど今までとは違う「新しい生活様式」の定着が求められています。この「新しい生活様式」はこれまで当然と思っていたことが当然ではなくなり、大きな前提の転換を生じさせることが予想されます。

「新しい生活様式」を踏まえ、現下のもとで、税務行政を取り巻く様々な課題を遂行していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、法人会の皆様方に税務行政の良き理解者としてお力添えいただくことが不可欠であります。どうか、今後ともなお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人熊谷法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

TAX Q&A

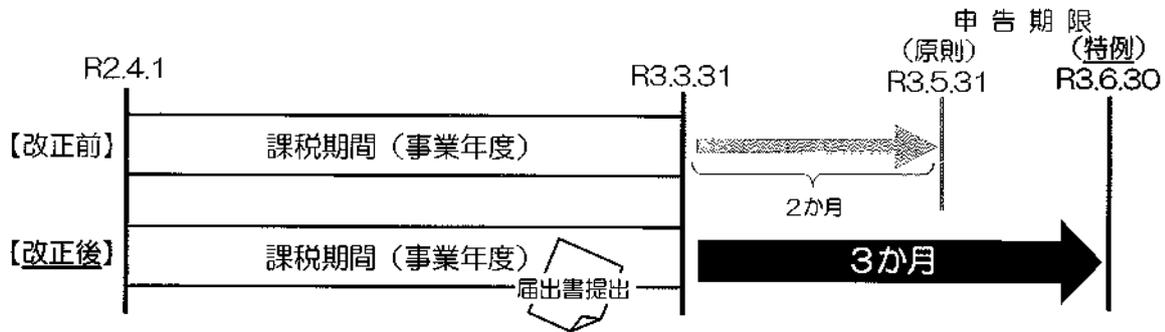
Q 消費税法が改正されたそうですが、その内容について説明してください。

令和2年4月に消費税法等の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

I. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

○適用関係の具体例（「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける3月決算法人の場合）



- 注1 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。
- 2 この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された場合でも、「中間申告」（年11回中間申告を行う場合の1回目及び2回目の中間申告対象期間を除きます。）の期限や「課税期間の特例により短縮された課税期間」（事業年度終了の日の属する課税期間を除きます。）に係る確定申告の期限は延長されません。
- 3 「国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例」の適用を受けている法人はこの特例の適用を受けることはできません。
- 4 「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する連結事業年度（その連結事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその連結事業年度を含みます。）以後の各連結事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限を1月延長することとされました。

【適用開始時期】令和3年3月31日以後に終了する事業年度又は連結事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。なお、届出書は令和3年3月31日前であっても提出することができます。

II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物^{*1}以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産^{*2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました。

※1 住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（「居住用賃貸部分」といいます。）とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

税務署

【適用開始時期】令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。
 【経過措置】令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

2. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税額の調整

上記1「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、次のいずれかに該当する場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

- ◆ 第三年度の課税期間*1の末日にその居住用賃貸建物を有しており、かつ、その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間*2に課税賃貸用*3に供した場合

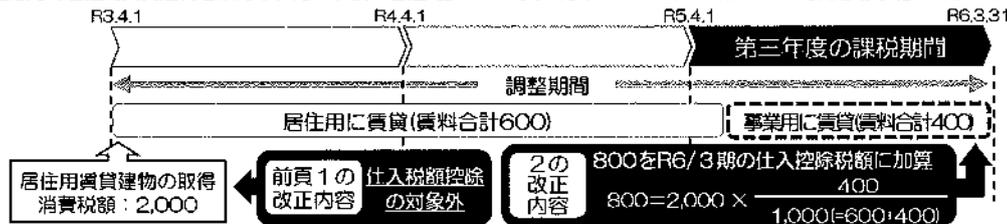
⇒ 次の算式で計算した消費税額を第三年度の課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{調整期間に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額*4の合計額(A)}} \times \text{Aのうち課税賃貸用に供したものに係る金額}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

(R3.4.1に2億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1から「課税賃貸用」に供した場合)



- ◆ その居住用賃貸建物の全部又は一部を調整期間に他の者に譲渡した場合

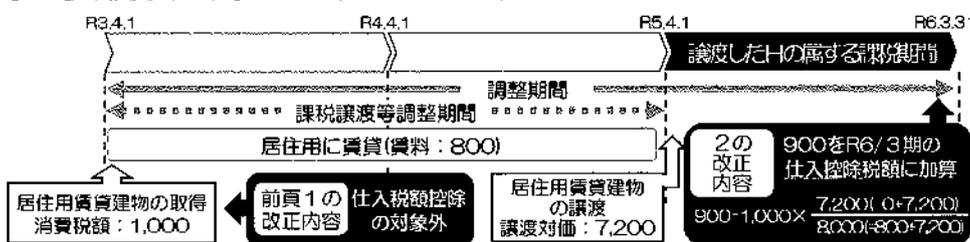
⇒ 次の算式で計算した消費税額を譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算

$$\text{加算する消費税額} = \frac{\text{居住用賃貸建物の課税仕入れ等に係る消費税額}}{\text{課税譲渡等調整期間*5に行った居住用賃貸建物の貸付けの対価の額*4の合計額(B)} + \text{居住用賃貸建物の譲渡の対価の額*4(C)}} \times \text{Bのうち課税賃貸用に供したものに係る金額} + \text{Cの金額}$$

○適用関係及び調整計算方法の具体例

単位：万円（税抜き）

(R3.4.1に1億円で居住用賃貸建物を取得し、同日以後「居住用」として貸し付けていたが、R5.4.1にこの建物を7,200万円で譲渡した場合)



※1 第三年度の課税期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間をいいます。
 2 調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日から第三年度の課税期間の末日までの間をいいます。
 3 課税賃貸用とは、非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用をいいます。
 4 対価の額は税抜き金額で、この対価の額について値引き等（対価の返還等）がある場合には、その金額を控除した残額で計算します。
 5 課税譲渡等調整期間とは、居住用賃貸建物の仕入れ等の日からその居住用賃貸建物を他の者に譲渡した日までの間をいいます。

Ⅲ. 住宅の貸付けに係る非課税範囲の見直し

住宅の貸付けについては、その貸付けに係る契約において「人の居住の用」に供することが明らかでない場合に、消費税が非課税とされていますが、その契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合であっても、その貸付け等の状況からみて人の居住の用に供されていることが明らか^{*}な場合については、消費税を非課税とすることとされました。

※ 貸付け等の状況からみて人の居住の用に供することが明らか^{*}な場合とは、例えば、住宅を賃貸する場合において、住宅の賃借人が個人であって、当該住宅が人の居住の用に供されていないことを賃貸人が把握していない場合が該当します。

【適用開始時期】令和2年4月1日以後に行われる住宅の貸付けから適用されます。

税務署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた 令和2年分の年末調整説明会について

熊谷税務署におきましては、従来から、年末調整事務の一般的な説明、税制改正事項や誤りやすい事例などの留意事項を源泉徴収義務者の皆様に説明するため、毎年11月～12月上旬にかけて年末調整説明会を開催しているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえ、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整説明会については、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を確実に担保することが難しいとの認識の下、開催中止とする方向で検討を進めることとなりました。

なお説明会を中止することとなった場合であっても、源泉徴収義務者の皆様が年末調整事務を適切に実施できるよう、次の措置を検討しているところです。

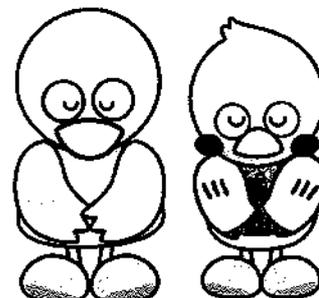
- 1 年末調整説明に関する映像資料の充実
- 2 年末調整関係書類への留意すべき事項などを記載したチラシの同封

県税事務所



重要なお知らせ

紙の納付書・申告書等の 事前送付を取りやめます



埼玉県マスコット コバトン&さいたまっちゃん

廃止の時期と対象

時 期 令和2年4月1日以後に開始する事業年度

対 象 令和2年3月31日以前の直近事業年度を
電子申告 (eLTAX) した法人

大法人 (※)

※ 内国法人のうち事業年度開始の時に
おいて 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等

納付書・申告書等の送付が必要な場合

所管の **県税事務所** へご連絡ください。

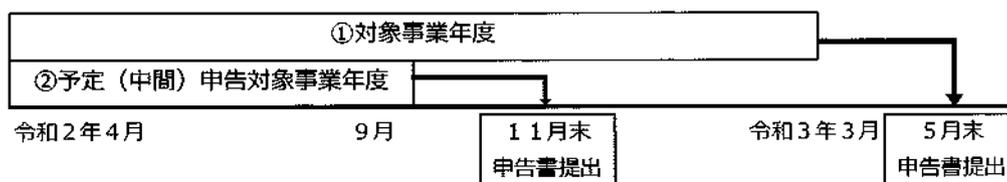
納付書・申告書等の廃止と事業年度

納付書・申告書等の事前送付の廃止は、「令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用されることとなります。

事業年度（課税期間）が1年間の3月決算法人の場合は、以下のとおりとなります。

【例】事業年度が1年間の3月決算法人（決算期の変更がない場合）

- ① 確定申告 → 令和3年3月期以後が対象
- ② 予定（中間）申告対象事業年度 → 令和2年9月期以後が対象



問合せ先

埼玉県 総務部 税務課 課税担当（法人）

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)2657 FAX 048(830)4737

埼玉県 各種申請申告様式

検索



税理士会

新型コロナウイルスを巡る給付金等の課税関係について

関東信越税理士会 熊谷支部 林 正浩



新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響がいろいろなところに出ていると思います。そして感染拡大に伴い国や地方公共団体から支給される様々

な給付金等があります。

受け取った給付金等が課税の対象となるのか、非課税となるのかについて簡単ではありますが少し書いていこうと思います。

まず非課税になる給付金等として、国民1人当たり10万円を支給する「特別定額給付金」や、児童1人当たり1万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」などがあります。これらの給付金等は新型コロナウイルスに対応するための新型コロナ税特法により税を課さないとされているため、受け取っても申告等は不要となっています。

次に課税の対象となる給付金等になります。売上が急減した中小企業、小規模事業者やフリーランスを含む個人事業者などの事業の継続を下支えし、事業全般で広く使える「持続化給付金」については課税の対象となります。

このような緊急時に支給される資金が課税の対象となることについて、よくわからないという話も聞きますが、課税の対象になるといっても受け取った「持続化給付金」が直接課税の対象となるのではなく、売上などと同様に事業の収入として計上するということになります。

収入から経費等を差し引いて利益が出てい

ると課税されるということになり、収入から経費等を差し引いて損失が出ていると課税されないということになります。申告するときには忘れずに収入に計上してください。

売上が前年同月と比べて50%以上減少している場合に支給の対象となるため、売上が大幅に減少しているのに50%の減少とまらない事業者の方など条件が厳しいと感じる方もいるかもしれません。

この「持続化給付金」は売上などと同様に収入に計上することになっているため消費税の課税関係はどうなるのかといいますと、消費税の課税の対象となるものは、次の①～④のいずれの要件にも該当する取引となっています。

- ①国内において行うもの
- ②事業者が事業として行うもの
- ③対価を得て行われるもの
- ④資産の譲渡、資産の貸付又は役務の提供であること

「持続化給付金」は消費税法基本通達によると、特定の政策目的の実現を図るための給付金は、「資産の譲渡等の対価に該当しない」となっているため、消費税の課税の対象にはならないということになります。

収入には含めるけれども、消費税の計算の対象には含めないということになります。

この他にも様々な給付金等がありますので、受け取ったら申告するときには注意が必要です。

行事報告

正副会長会議 令和2年8月4日(火) 場所：ホテルガーデンパレスにて開催

去る8月4日、ホテルガーデンパレスに於いて「正副会長会議」が開催されました。
 本年は、新型コロナウイルス感染症拡大対策を行い、入り口では皆様の検温・アルコール消毒・マスク着用又ソーシャルデスタンス対応にて距離感を保ち、万全対策で開催されました。本日は、今年度の事業計画実施について出席された副会長の皆様より発表がありました。



大久保副会長開会挨拶



挨拶中の中澤会長



会議中の様子



鶴養副会長閉会挨拶

三者懇談会 令和2年8月4日(火) 場所：ホテルガーデンパレスにて開催

去る8月4日、ホテルガーデンパレスに於いて「三者懇談会」を開催致しました。
 当日は、熊谷税務署松木署長様はじめ幹部の皆様並びに関東信越税理士会熊谷支部より、寺山支部長様他6名の税理士の先生をお迎えし、コロナ禍の状況を踏まえ安全対策を万全に行って開催致しました。



村岡副会長開会挨拶



中澤会長挨拶



松木熊谷税務署長ご挨拶



寺山支部長ご挨拶



懇談中の様子



荻野副会長閉会挨拶



法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
 会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
 これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

埼玉支社熊谷営業所/
 埼玉県熊谷市筑波3-202(ティアラ21 5F)
 TEL 048-521-0230

AIG 損害保険株式会社

埼玉支店/
 埼玉県さいたま市大門町3-54(富士火災大宮ビル)
 TEL 048-641-4050

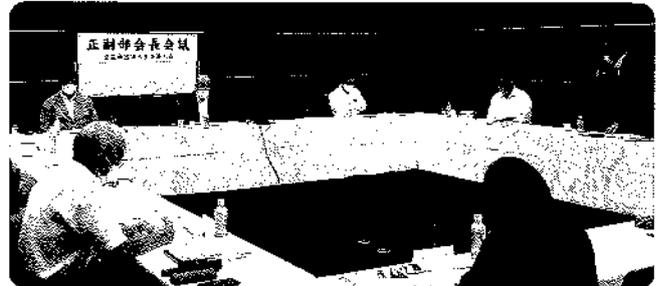
行事報告

青年部会正副部会長会議 令和2年8月5日(水) 場所：ホテルガーデンパレス

去る8月5日、ホテルガーデンパレスに於いて「青年部会正副部会長会議」が開催されました。本年は、新型コロナウイルス感染症拡大対策を行い、入り口では皆様の検温・アルコール消毒・マスク着用をお願いし、また席についても隣同士の距離を保ち、万全対策の中で開催致しました。



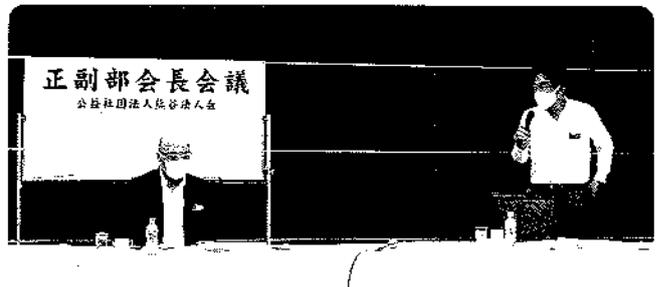
岡部青年部会長挨拶



会議中の様子①



会議中の様子②



新青年部会副部会長閉会挨拶

女性部会正副部会長会議 令和2年8月7日(金) 場所：熊谷法人会2階会議室

去る8月7日、熊谷法人会2階会議室に於いて「女性部会正副部会長会議」を開催致しました。今年は、新型コロナウイルスの影響で多くの事業が中止となり、今後の事業計画実施等を決める大変重要な会議となりました。



川野辺女性部会長挨拶



会議の様子



寺田女性部会副部会長閉会挨拶

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています!

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

Aflac

本サービスは、アフラックの提携先
(株式会社メディカルノート)が
提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

**法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、
おひとり様月1件のご相談まで無料で利用いただけます。**

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じ相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年7月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。



MedicalNote

お問い合わせ

株式会社メディカルノート
support@medicalnote-qa.jp



全国法人会総連合

企業の皆様

法人会 自主点検チェックシートを 活用していますか？

自主点検チェックシートを活用した場合には、「法人事業概況説明書」に
(法人会 自主点検チェックシート) と記入することができます。

1. 平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5)「社内監査」欄が新たに設けられました。

「法人会 自主点検チェックシート」を活用し、社内点検を実施した場合には、下記のように記入してください。

(5) 社内監査	実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	<input type="radio"/> 無
	(法人会 自主点検チェックシート)		

法人会 自主点検チェックシート (国税庁後援) は、企業自らが自主的に点検することにより、税務コンプライアンスの向上や、自社の成長、ひいては税務リスクの軽減に役立つものです。

まだ自主点検チェックシートに取り組まれていない
経営者の皆様も、是非一度お試しください。

2. また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17. 「加入組合等の状況」の欄には、法人会の会員である旨および法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)

17 加入組合等の状況	〇〇法人会会員
	(役職名) (法人会役職名をご記入ください)

※上記「1」「2」ともe-taxを利用した場合でも入力することができます。

自主点検チェックシートは、法人会ホームページ「自主点検チェックシート」のコーナーからダウンロードできます。

また、同コーナーでは、使い方などをわかりやすく解説した「法人会 自主点検チェックシートのススメ」を配信していますので、是非ご活用ください。

お問い合わせ先



熊谷法人会

電話番号等048-525-6035

URL等<http://www.kumagayahoujinkai.jp>

広告



空から充へ
～住空間を考えはじめた～

インテリア専門商社
中沢トリア株式会社

■本社
〒360-0024
熊谷市船橋町3-2-17
TEL 048-524-1418

■支店
さいたま市・川崎市
高崎市・太田市



トータル物流を通じて
地域と共に成長を続ける

ヨシノフ
ヨシノ商事株式会社

本社：〒360-0024
埼玉県熊谷市船橋町2-4-18
ソシオ熊谷情報センタービル5F
TEL：048-528-3300

株式会社ヨシノフーズ 株式会社ヤマイチ 株式会社スキルプラザ
株式会社ヨシノフーズサービス 合資会社吉見屋商店

パッケージを通じてお客様のお役に立ちます

株式会社 ホリケイ

包装資材・厨房用品・店舗用品・物流資材

事業本部
熊谷市御稜威ヶ原907-6 TEL 048-532-1189
FAX 048-533-5900

パッケージプラザホリケイ
深谷市稲荷町2-1-41 TEL 048-571-0457

- 総合ビルメンテナンス
- 警備業務
- マット・モップレンタル
- ハウスクリーニング
- 電気冷暖房設備
- 緑地管理
- 給排水衛生設備
- 清掃資材販売



技術と信頼で奉仕する
近代ビル管理株式会社

〒369-0213 埼玉県深谷市針ヶ谷767-3
TEL 048-585-1588 FAX 048-585-5588

豊沼の野菜・特産品販売

島田青果株式会社

埼玉県熊谷市曙和田916番地
TEL 048-588-0254
<http://www.shimadaseika.com/>



YORII

ヨリイ生コジ株式会社

本社/〒369-1202 埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1100-3
TEL 048-581-0073 FAX 048-581-7361

桜沢工場/〒369-1202 埼玉県大里郡寄居町大字桜沢1319-1
TEL 048-581-0081 FAX 048-581-8191
E-Mail yorii-namacon-s@w7.dion.np.jp

～資源物リサイクルの回収・加工・販売の
全工程を自社ネットワークで完結～

永田紙業株式会社 <NR-G>

本社：深谷市長在家 198 / TEL 048-583-2141
深谷：深谷市幡羅町 1-15-3 / TEL 048-570-2141
深谷岡部：深谷市柳引 98 / TEL 048-551-2141
本庄/群馬前橋/前橋中央/太田蕨塚/鎌倉/深谷岡部/大泉/
嵐山/足利/熊谷/栃木/神戸 全15事業所

【関連企業】
明成物流株式会社/物流機器レンタル株式会社
/NR株式会社/ヤマト・インダストリー株式会社
(ジャスタック上場 7886) 他1社

Natural Space GRIM



アウトドア空間で
"自然"と仕事
が上手にいく

- 貸し会場
- アウトドア会場
- 社会/イベント
- イベント
- カーペンタリー

雨天 OK
NO 密空間

【ナチュラルスペースGRIM】
〒369-1241
埼玉県深谷市武蔵野
3003
TEL : 048-584-5630
FAX : 048-584-5639

mf マルコーフーズ

株式会社

TEL 048-587-1200

深谷市新戒697-1

広告掲載希望社(者)募集中

(連絡先) 熊谷法人会事務局
TEL 048-525-6035 FAX 048-525-8141